

コリーナシップ 会則

(名称)

第1条 本会は、コリーナシップと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は「マイホームコリーナ」内（栃木県矢板市大槻 2318-68 コリーナ矢板 C812）とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の助け合いの精神により、体力・時間・物・心・経験・智恵、そのほか何でも持てる人は、持たざる人へ、お互いが相互扶助することを目的とする、持続可能な組織として、平成30年10月1日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 病院・買い物などのアテンド、付き添い
- (2) 家事・雑用・買い物などの代行
- (3) 食事提供
- (4) 学童の勉強・習い事のアシスト・幼児の子守
- (5) その他、困っている人と解決できる人がマッチングした事業

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書をコリーナシップに提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は1人年額3,000円、同世帯2人目から1,000円とし、入会月の月末までに納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届をコリーナシップに提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長（事務局長を兼ねる） 1名
- (3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は事務局長を兼務し、組織運営の事務を総括するとともに会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年10月1日に始まり9月30日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他会の運営に関する重要項目

3 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、平成30年10月1日から施行する。